

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 今井 和哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、硫黄島千鳥観測点に設置されているテレメータ装置（以下、「本機器」という。）の交換修理用機器の製作を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本機器の仕様及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 硫黄島千鳥観測点テレメータ装置の製作
- (2) 業務内容 硫黄島千鳥観測点に設置されているテレメータ装置の機能・性能を回復するため、交換修理用として本機器の製作をおこなう。
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 2 6 日（金）

3 業務目的

本機器は、硫黄島千鳥観測点の地震計、空振計の観測データを気象庁本庁等にデータ伝送し硫黄島の火山活動監視に用いる為に、観測データを高精度 A/D 変換・データ圧縮し、既設装置伝送部の無線機器で山麓の中継点に送信するための装置である。本件は、現在動作不具合を起こしている既設テレメータ装置の機能回復を行うために交換修理用として本機器の製作を実施するものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②令和 7・8・9 年度国土交通省（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- ③気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
- 本機器は、当庁から発表する情報及び防災業務に使用する火山監視のための重要な装置の機能を担う一部であることを理解し、本機器及び既存観測点の機器全体の構造、動作を熟知するとともに、既設テレメータ装置と同等の機能、性能を有する機器を製造する技術を有すること。
- (3) 設備・システムに関する要件
- 当庁で使用している本機器の機能及び仕様を理解し、所要の性能を発揮させる機器を製作する技術及び設備を有すること。
- (4) 守秘性に関する要件
- ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。
- (5) 業務執行体制に関する要件
- 履行期限までに製作を完了する体制を有するとともに、納品後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口を持つこと。
- (6) 業務実績に関する要件
- 火山観測データの伝送を目的としたテレメータ装置を製作した実績を有すること。

5 手続き等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 森原 裕貴

電話 03-6758-3900 (内線 2517)

② 技術力等に関する要件について

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁地震火山部 火山監視課 火山機動観測班長 近澤 心

電話 03-6758-3900 (内線 5206)

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年10月23日(金)から令和8年11月11日(水)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和8年11月12日(木) 17時まで (1)に同じ。

応募者は、応募要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙、「参

加意思確認書」に添付のうえ、原則として電子メールにより提出すること。

(Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp 宛てに送付すること。)

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札方式に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

- ① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
- ② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。